

陳 情	受 理 番 号	70	受 理 年 月 日	平成 31 年 1 月 30 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	那覇市子どもの権利条約制定調査事業についての陳情					

那覇市子どもの権利条約制定調査事業についての陳情

1、請願の趣旨：

子どもの権利条例調査検討委員会（諮問機関）を那覇市に設置し、子どもの権利条例の制定のための調査・検討を行い、条例原案または骨格案を答申するように諮問を行うことを要請する。

2、請願の理由

1994 年に日本は国連主導で国際条約として成立した「子どもの権利条約」を批准し、より大きな保護と保障が必要である子どもの権利を守る取り組みを国として推進することを国際社会に約束した。それに基づいて 2000 年に川崎市が「子どもの権利に関する条例」を先駆けとし多くの自治体が制定してきた。

日本の積極的な働きかけもあり、国連における 2015 年のアジェンダ 2030 決議において、世界の「誰一人も取り残さない」ことを最終目標に全世界の国々が追及すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定され、とくに貧困の追放と社会的弱者の救済が第一の目標とされた。日本政府は SDGs の推進を国家目標として掲げ、自治体にも積極的にこの目標の導入を推奨している。

沖縄県においては「子どもの貧困」が極めて大きな問題となり、教育の現場や地域社会からとりこぼされている多くの子どもがいる実情が分かってきた。しかし子どもの権利に対する保障として、行政が取り組む根本的な条例が不在である。子どもの権利を保障する義務が政府や自治体にある。その要請に応え、那覇市の子ども「誰一人も取り残さない」ため、子どもの権利を広く保障する条例を制定する必要がある。

3、請願の目的

以下につき、調査委員会（諮問機関）の設置を行って諮問し、報告及び答申を求めるものとする。

- ①国際的な水準として要求されている「子どもの権利」の調査。
- ②国際的に見た場合の沖縄県及び那覇市の子ども権利状態に関する調査。
- ③子どもの権利条例の先行事例研究
- ④那覇市に必要な子どもの権利条例についての県民間き取り調査、ワークショップ等。
- ⑤子どもの権利条例の原案または骨格案の作成